

第4回協議会においてご議論いただきたい項目

1 差別に該当する行為が禁止される相手方

・差別に該当する行為が禁止される相手方について、「市民」も含んだ形で禁止することは条例を市民に浸透させるためにも大切ではないか。

(ポイント)

- ・「何人も差別をしてはならない」という規定は、市民全体で障害者差別を解消していくという姿勢を示し、市独自条例の意義を積極的に示すことにつながるのではないか。
- ・一方、一般私人の行為や個人の思想、言論について、条例により規制することは不適當なのではないか。

・事業者による合理的配慮の提供は努力義務（労働分野を除く）としてはどうか。

(ポイント)

- ・障害者と事業者との関係は事業分野ごとに様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、合理的配慮の具体例が集積されていない現状等では、事業者による合理的配慮の提供は努力義務が適當ではないか。
- ・合理的配慮の提供を義務づけるにあたっては、事例の集積や障害理解の促進に加え、例えば一定期間、事業者が合理的配慮の提供を推進しやすくなるような具体的な方策が必要なのではないか。
- ・行政による合理的配慮の提供の具体例が一定集積され、事業者における合理的配慮や障害理解の促進がより図られた時点で、義務づけも含め、改めて対応を検討していくことが望ましいのではないか。

2 市民・事業者・市の役割についての考え方

・事業者について、雇用事業者、障害福祉サービス提供事業者など、求められる役割や方向性も異なることから、役割毎に区分して規定することとしてはどうか。

・差別解消や障害理解促進のためには、障害当事者が自ら声を発していくなどの取り組みも重要であると考えられるため、障害当事者の役割も明示してはどうか。

(ポイント)

・条例においては、市民、事業者、市の役割について、それぞれに求められる役割を大きな視点に基づき盛り込むべきであり、必ずしも事業者や市民をさらに役割毎に区分する必要までではないのではないか。

3 複合的に差別を受けやすい女性等の障害者の視点

・複合的に差別を受けやすい障害のある女性や、成人の障害者とは異なる支援が必要な障害のある児童についての視点を基本理念等に盛り込んでどうか。

(ポイント)

・障害者権利条約にも掲げられている内容であり、より適切な配慮が求められる障害のある女性と児童について、積極的に条例に盛り込むべきではないか。
・一方で、確かに女性が不利な立場である現状はあるが、この条例は障害を理由とする差別の解消に関する条例なので、性別に起因する差別は別個に議論すべきではないか。

4 不当な差別的取扱いの表記について

- ・不当な差別的取扱いについてよりわかりやすい別の表現に変更してはどうか。

(ポイント)

障害者差別解消法や先行条例で使用されている表現は主に以下の3つである。

- ・「不当な差別的取扱い」(内閣府による基本方針における定義)

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益を侵害すること。

障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

- ・「不利益取扱い」(千葉県条例など多くの条例において使用)

障害者に対して、障害を理由として不利益な取扱いをすることであるが、改めて定義している条例は見当たらない。

- ・「不均等待遇」(長崎県条例における定義)

障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすること。

5 条例の名称

- ・条例の名称についてご議論いただきたい。

(ポイント)

・「差別禁止」や「差別解消」または「差別をなくす」といった観点に力点が置かれた条例名にしてはどうか。

・一方、条例が目指すべき社会や共生社会の実現といった観点に力点が置かれた「ともに暮らしやすい杜の都の社会づくり実現条例」、「障害のある人もない人も暮らしやすい町」や「権利保障」や「権利擁護」が入った条例名がいいのではないか。

6 障害の表記

・条例において、障害の表記を、「障がい」や「しょうがい」など、他の表記とすべきかどうかについて、ご議論いただきたい。

(ポイント)

・法律で使用している「障害」、「障害者」を、別の表記にするためには、市民等に対して積極的な理由が必要なのではないか。